

【 仕 様 書 】

件 名 : 令和4年度 計量棟用 FA パソコン等賃貸借契約 (長期継続契約)

1 物件の内容等

- (1) FA パソコン (産業用コンピュータ) 2台、レーザープリンタ 1台
※仕様等については、「別紙1 仕様一覧」のとおり。
- (2) 那覇市・南風原町環境施設組合と契約業者の賃貸借契約とする。
- (3) パソコン本体及びプリンタ本体の保守
- (4) 設定作業等 (簡易なもの)

2 契約期間 令和4年9月1日～令和9年8月31日 (60ヶ月)

※ 令和4年8月31日までに指定された機器を納入すること。

3 保守

契約業者は、障害発生時の現地における一次切り分け対応およびソフトウェアの再設定・再インストールなどの可能な範囲での復旧対応を行うこと。納品された各機器は、当組合の適正な使用状態において生じた自然故障や障害に対し、同等機器との代替、または修理を行うこと。また、メーカーサポート窓口の照会および修理等に伴う物品の調達等について協力の義務を負うこと。

なお、プリンタの消耗品 (トナー・用紙) は当組合で用意する。

4 納入作業、設定作業

- (1) 当組合が指定する場所に納入すること (那覇市・南風原町環境施設組合1階事務所前を予定)。
- (2) パソコンの設定作業
 - ① OSのインストール及びセットアップを事前に行い、動作確認まで行うこと (Officeソフトの認証・インストール、プリンタドライバインストール、旧機器からのデータ移行については当組合で行う)。

5 撤去作業

旧機器の撤去・処分については、当組合で行う。

6 特記事項

「令和4年度 計量棟用 FA パソコン等賃貸借契約」は、那覇市・南風原町環境施設組合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例 (平成22年条例第1号) 第2条の規定による長期継続契約であり、各年度の経費の予算の範囲内で契約を締結又は継続することになるので、次年度以降は、予算の減額等により契約金額が減額又は解除される場合

がある。

7 その他

- (1) 納入する物品において、FA パソコンについては「仕様一覧」に示すメーカー・型番と同じものとする。その他機器（キーボード・マウス・ディスプレイ・プリンタ）については同等以上の他機種を選定してよいものとする。他機種を選定し入札の参加を希望する場合は、入札参加申請期限までに当組合担当まで確認すること。事前に確認を受けていない同等品で見積もり、落札候補者となった場合、その物品で契約を締結することはできない。
- (2) 納入物品は中古品であってはならないこと。
- (3) ステッカー等によりリース物品であることを明記すること、また保守業者名・連絡先を明記すること。
- (4) 上記のほか、本仕様書に明記されていない事項であっても、契約履行上必要なものは、随時担当者の指示を受けること。